

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：アサリの産地偽装対策に関する意見書

(議決日2月18日)

本県のアサリ漁獲量は、昭和52年に65,732トンを記録し、全国の約4割のシェアを誇る全国随一のアサリ生産県であった。しかし、その後は減少の一途を辿り、令和2年の漁獲量はわずか21トンにとどまっている。

このような中、今年1月、全国の店頭で「熊本県産アサリ」と称するものが数多く並んでいるとの報道がなされた。また、2月には、農林水産省が実施した産地表示に関する販売実態調査においても、同様の結果が示された。

今回のアサリの産地偽装は、本県の農林水産物全体の信頼を大きく揺るがすだけでなく、全国の消費者に対する背信行為であり、本県が掲げる食の安全保障を脅かす極めて重大な問題である。

本県では、産地偽装が疑われる事例の情報収集に取り組むとともに、本県産であることを確実に保証する仕組みを構築するまで出荷をしない「熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言」を行い、熊本県漁業協同組合連合会と連携し、この危機的状況の打破に向け取り組んでいる。

今後、アサリの産地偽装の根絶を図っていくうえで、食品表示法に基づく厳正な対処、輸入アサリの複雑な販売・流通経路の実態把握と取締体制の整備、及びトレーサビリティ制度の構築は不可欠なものである。

よって、国におかれては、アサリの産地偽装の根絶に向け、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 小売店での販売状況だけでなく、全国的な流通経路を把握する調査を実施・公表し、違反事案については、直ちに厳罰をもって臨めるよう監視体制の強化等に関し関係省庁が連携して取り組むこと。
- 2 アサリの原産地表示について、他の魚類のように大きさで成育年数の判別が困難であることから、現行の「長いところルール」の適用から除外すること。
- 3 漁獲、流通、販売までの間、食品表示法による原産地表示の根拠となる書類の保存を義務化するなど一貫して的確に把握できるようなトレーサビリティ制度を構築するとともに、トレーサビリティに取り組む事業者等への支援を行うこと。
- 4 有明海・八代海のアサリ資源の回復に向けた取組みへの積極的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

議員提出議案第2号：中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けて必要な措置を講ずることを求める意見書

(議決日2月18日)

近年、国際社会から、新疆ウイグル、チベット、南モンゴル、香港等における、信教の自由への侵害や、強制収監をはじめとする深刻な人権問題への懸念が示されている。人権問題は、人権が普遍的価値を有し、国際社会の正当な関心事項であることから、一国の内政問題にとどまるものではない。

この事態に対し、一方的に民主主義を否定されるなど、弾圧を受けていると訴える人々からは、国際社会に支援を求める多くの声が上がっており、また、その支援を打ち出す法律を制定する国も出てくるなど、国際社会においてもこれに応えようとする動きが広がっている。そして、日米首脳会談、G7等においても、人権状況への深刻な懸念が共有されたところである。

衆議院は本年2月1日の本会議で、新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対して、「本院は、深刻な人権状況に象徴される力による現状の変更を国際社会に対する脅威と認識するとともに、深刻な人権状況について、国際社会が納得するような形で説明責任を果たすよう、強く求める。」「政府においても、このような認識の下に、それぞれの民族等の文化・伝統・自治を尊重しつつ、自由・民主主義・法の支配といった基本的価値観を踏まえ、まず、この深刻な人権状況の全容を把握するため、事実関係に関する情報収集を行うべきである。それとともに、国際社会と連携して深刻な人権状況を監視し、救済するための包括的な施策を実施すべきである。」と決議された。

本県においては、これまで様々な人権問題の解決に向けて取り組んできたところであり、中華人民共和国における人権侵害は看過できない問題であると考えます。

よって、国におかれては、中華人民共和国による人権侵害問題について政府としての強い意志を示し、解決に向けて関係国や国連と緊密に連携して、必要な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官

議員提出議案第3号：ロシアのウクライナ侵略に対する決議

(議決日3月2日)

2月24日、ロシア軍はウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このことは、力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土を侵害する明白な国際法違反で、国際秩序の根幹を揺るがす行為として、断じて許容できず、我が国の安全保障の観点からも決して看過できない。

国際社会においては我が国の平和と安全を著しく損なう、明らかに国連憲章に違反する行為であるとともに、ウクライナに拠点を持つ日本企業や現地在留邦人が緊迫した状況に置かれており、断じて容認できない暴挙である。

ここに、熊本県議会は、ロシアに対し一連のウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議するものである。また、政府においては、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議し、即時に完全かつ無条件でのロシア軍の撤退と、世界の恒久平和の実現に向けた国際法に基づく誠意を持った対応を強く求めるべきである。

併せて、現地在留邦人の確実な保護や我が国経済社会に生じる影響への対策を講じるとともに、国際社会と連携し制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応をとるよう強く訴えるものである。

以上、決議する。

議員提出議案第4号：くまもと県産酒で乾杯条例の一部を改正する条例

(議決日 3月16日)

くまもと県産酒で乾杯条例（平成30年熊本県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「未成年者」を「20歳未満の者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

民法の一部改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなったが、未成年者飲酒禁止法の一改正により、20歳未満の者の飲酒禁止が維持されるため、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議員提出議案第5号：地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

(議決日 3月16日)

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また、今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症のまん延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

よって、国におかれては、1. 子どもたちの学びの継続、2. 医療への適時適切なアクセス、3. 新しい分散型社会の構築、4. 持続可能な地域の医療と介護、5. 地域住民の安全で安心な移動など、特に地

方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について、特段の取組を進められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、デジタル大臣、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）

委員会提出議案第1号：適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める 意見書

（議決日3月16日）

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年（2023年）10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっている。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は、インボイスを発行することができないことから、センターは仕入額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならない、という問題が発生する。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められている中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところである。少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、「適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除が認められる」適用除外等の措置を講ずる必要がある。

よって、国におかれては、適格請求書等保存方式導入にあたり、シルバー人材センターの会員への配分金について適用除外とする等の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣